

アンフォーレ管理者運営協議会会則

(目的)

第1条 本会は、安城市中心市街地拠点施設及び同一敷地内の民間施設（以下「アンフォーレ」という。）の運営について、アンフォーレの管理運営に関係する主体間（以下「関係主体間」という。）で積極的かつ円滑に連携及び協働を図ることで、アンフォーレの魅力を高め、中心市街地の賑わい創出及び活性化につなげることを目的とする。

(名称)

第2条 本会は、アンフォーレ管理者運営協議会（以下「協議会」という。）という。

(所掌事項)

第3条 協議会は、次に掲げる事項に関し必要な協議を行う。

- (1) 関係主体間での連携及び協働に関する事項
- (2) 各主体が実施するイベント等に関する事項
- (3) その他目的を達成するために必要な事項

(構成員)

第4条 協議会は、次に掲げる者で構成する。

- (1) 安城市中心市街地交流多目的スペース及び安城市中心市街地イベント広場の指定管理者
- (2) 安城民間収益サービス株式会社
- (3) 安城情報拠点施設サービス株式会社
- (4) 安城市
- (5) その他会長が必要と認める者

(役員)

第5条 協議会に以下の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名以内

2 会長は構成員の互選により定め、副会長は会長の指名により定める。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けた

ときは、その業務を代行する。

5 役員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 会長は協議会の議長となり、議事を整理する。

3 協議会は、必要に応じて構成員以外の関係者の出席を求めることができる。

(秘密の保持)

第7条 構成員は、職務上知り得た個人の情報について、他に漏らしてはならない。

(事務局)

第8条 協議会の事務局は、安城情報拠点施設サービス株式会社に置く。

(委任)

第9条 この会則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この会則は、平成28年10月21日から施行する。

2 この会則は、平成44年5月31日限り、その効力を失う。